

航空自衛隊仕様書		
仕 様 書 の 種 類	内 容 に よ る 分 類	役 務 仕 様 書
	性 質 に よ る 分 類	個 別 仕 様 書
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
品 名 又 は 件 名	低軌道衛星通信機器の借上げ、設置調整及び運用役務	松基LPS-X00976-1
		承 認 令和 8年 5月 25日
		作 成 令和 7年 6月 2日
		改 正 令和 8年 5月 25日
		令和 年 月 日
		作成部 第4航空団司令部 隊等名 防衛部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊松島基地において、航空祭開催時に使用する低軌道衛星通信機器の借上げ、設置調整及び運用役務（以下「役務」という。）について適用する。

1.2 法令等

電気通信事業法（昭和59年法律第86号、令和6年4月25日）

2 役務に関する要求

2.1 借上物品に関する要求

調達要領指定書のとおり。

2.2 設置場所に関する要求

調達要領指定書のとおり。

2.3 借上げ期間及び運用期間に関する要求

調達要領指定書のとおり。

件 名	低軌道衛星通信機器の借上げ、設置調整及び運用役務
2.4	品質保証
	低軌道衛星通信機器及び構成品の搬出入及び設置調整、運用については全て契約相手方負担とし、細部は監督官の指示によるものとする。
2.5	通信回線の要求事項
	a) 低軌道衛星通信群及び地上局を介して、松島基地航空祭来場者の通信機器がインターネットへ接続できること。 b) 通信回線の最大伝送速度は、下り速度220Mbps、上り速度25Mbpsを確保し、データ使用量はアンテナ×1、狭域及び広域アクセスポイント機器×1当たり1TBで運用しなければならない。 c) 契約相手方は運用中に使用している1回線毎の通信量を定期的に確認し、運用終了後2週間以内に監督官に対して1日の通信使用量を1回線毎に、報告（様式任意）しなければならない。 d) 通信回線数については、調達要領指定書のとおり。
2.6	保守
	a) 運用期間中において、故障受付及び障害対応を速やかに対処できるように、松島基地内において待機しなければならない。 b) 運用期間中に破損、盗難を含め製品の不具合が発生した場合、契約相手方の負担により速やかに代替品を提供し、通信回線の確保を図るものとする。
2.7	設置調整
	a) 設置時は機器破損及び危害予防を図るため、容易に人が近づけないように三角コーン及びポールで機器周辺を囲う等、簡易的なバリケードを設けなければならない。 b) 低軌道衛星通信機器及び構成品の運用に必要な電源は、官側で用意したものを使用する。（1セット当たり、100V20Aコンセント1個口） c) 契約相手方は低軌道衛星通信機器等を設置調整、機能確認終了後に監督官に対し、異状の有無を報告するものとする。
3	監督、検査
	監督検査は、契約担当官の定める監督、検査事務処理要領によるものとする。
4	その他
	a) 契約相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。 b) 契約相手方は、松島基地規則に基づき各種手続きを行うものとする。 c) 水、電気、トイレについては、官側の支援を受けられるものとする。 d) 電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業の登録を受け、電気通信役務を提供する事業実績有していること。

件 名	低軌道衛星通信機器の借上げ、設置調整及び運用役務
e) 本仕様内容について疑義が生じた場合は、速やかにその旨を監督官及び契約担当官に申し出てその指示を受けるものとする。	

調 達 要 領 指 定 書

調達要領指定書	調 達 要 求 番 号	司令部防衛部 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年7月15日
	作 成 部 隊 等 名	第4航空団司令部防衛部
	作 成 年 月 日	令和8年7月15日
	品 名	低軌道衛星通信機器の借上げ、設置調整及び運用役務
仕 様 書 番 号	松基LPS-B	

指定事項

2.1 借上物品に関する要求

No,	製品名	規格
1	Starlink	High Performance Kit
2	狭域AP機器	Ruckus R350
3	広域AP機器	Ruckus T350se
4	PoEHub	Pridetech PS-408G
5	防水BOX	日東工業製PL20-55KA
6	ブロードバンドルーター	NEC Aterm WG1200HS4
7	LANケーブル	カテゴリー5e以上のもの
8	無線AP固定用三脚	対応高さが1.5m～3mのもの

2.2 設置場所に関する要求（細部は官側と協議の上決めるものとする。）
 設置場所については(1)から(4)とし、細部は官側と協議の上決めるものとする。

(1) 装備品展示エリア
 (2) 物品販売エリア
 (3) 飲食物販売エリア
 (4) 飛行観覧エリア

2.3 借上げ期間及び運用期間に関する要求

2.3.1 借上げ期間
 令和8年10月2日（金）0815 ～ 令和8年10月5日（月）
 1700

2.3.2 運用期間
 令和8年10月4日（日）0800 ～ 1600

2.5 通信回線の要求事項
 10回線